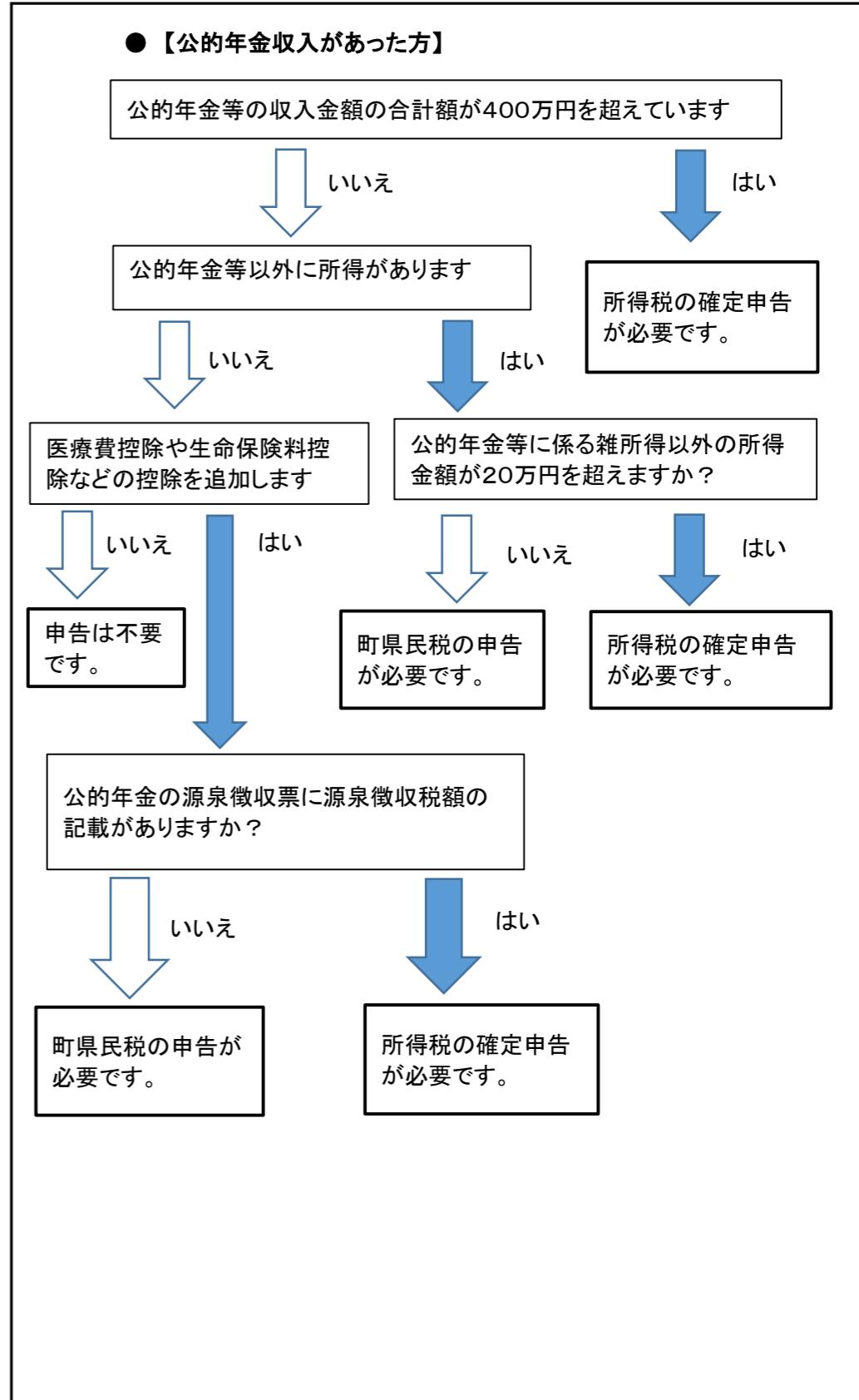
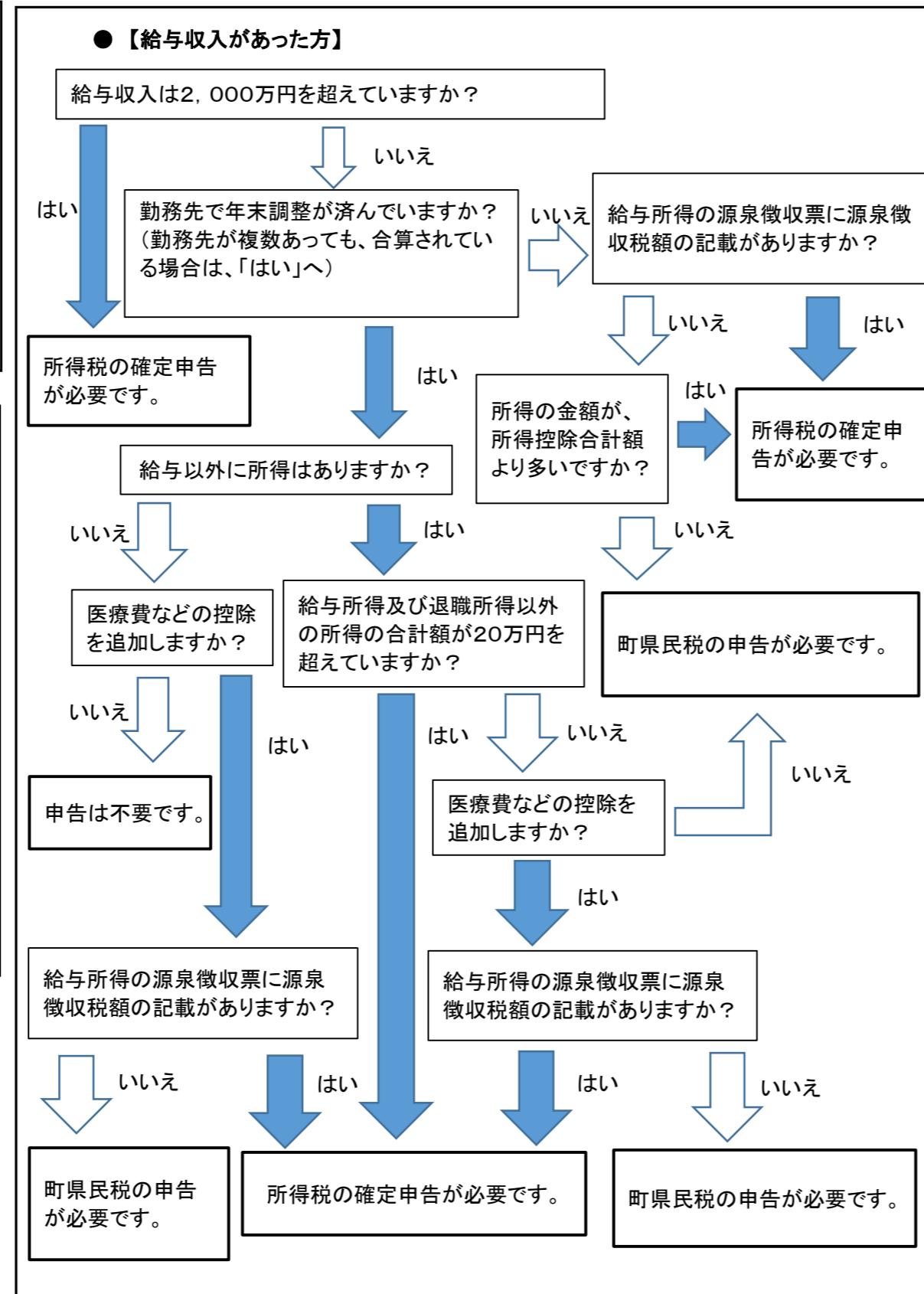


※1 所得税の控除額
社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、
医療費控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除など

※2 令和7年分医療費控除

事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。
作成していない場合、受付ができません。
様式は税務課窓口または町ホームページにございます。



◎相談はチャットボットや電話でもできます

チャットボット	国税相談専用ダイヤル	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。 	0570-00-5901 平日8:30~17:00(土日祝日、12/29~1/3を除きます。)	0570-01-5901 平日9:00~17:00(休祝日、12/29~1/3を除きます。)

◎国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」ではご自宅でスマホ・パソコンから確定申告書を提出できます。

スマートフォンは こちら⇒ 	マイナンバーカードの2種類のパスワードが必要です。 ①署名用電子証明書(英数字6~16文字) ②利用者証明用電子証明書(数字4桁)
----------------------	---